写

三次市監査委員告示第３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４２条第１項の規定に基づき，令和８年１月２６日付けで提出された三次市職員措置請求について監査を実施したので，同条第５項の規定により，その結果を公表する。

令和８年３月２６日

三次市監査委員　升　本　美知子
三次市監査委員　増　田　誠　宏

三次市職員措置請求に係る監査結果

第１　監査の請求

１　請求人

１人

２　措置請求書の提出日

令和８年１月２６日

３　請求の内容

三次市職員措置請求書記載の請求の内容は，以下のとおりである。

⑴　請求の要旨

①　2025年における国の交付金6,600万円が受けられなかったのは事務手続ミスによるものであり，職務怠慢により起こった不当な処理による行為である。

②　担当課から市長までの決裁権限による不当な処理及び，担当課と市長までの決裁権限の職務怠慢による不当な行為によるものである。

③　6,600万円の一般財源を充てるも，その後の補填案もなく三次市の大損失となる。これに使われた6,600万円の一般財源は市民の税金が主で

あり，2026年度以降に三次市民全員のために使える予算がなくなることにより，市民の生活が不安である。

④　三次市民に直接説明もされておらず不信感がある。

⑤　補填案も出さず，一般財源の使用を市長と市議会の全会一致で可決したことに対する責任と市民への謝罪が必要であり，これに対する全ての責任として市長に辞任を要求する。

⑥　三次市長及び市議会議員，市役所に6,600万円の損害賠償請求を求める。

⑵　監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件が起こり，まず秘書広報課にメールにてどういう経緯であるかと，補填案について質問したところ,企画調整課よりメールで説明が届いたが,ミスした経緯に対する調査はされておらず，不当に決裁を行われたことは隠蔽された回答であった。

これにより，各課から市長までの，不当な決裁による手続きは現在も同じように続いていると考え，内部監査もしていないことから市に対する不信感が強まった。

この後も秘書広報課に何度かメールを送信したが,企画調整課の回答は,「各課で力を合わせて信頼回復に努める。」の一点張りで，不当な決裁についても，各課の信頼回復も，うやむやであると考える。これらのことから外部による監査が必要である。

⑶　請求書添付の事実証明書

株式会社広島ホームテレビＷｅｂサイト掲載記事（令和７年１０月３１日付け）

第２　請求の要件審査等

１　要件審査

⑴　三次市職員措置請求書の補正について

令和８年１月２６日付けで提出された三次市職員措置請求書の内容に不明な点が認められたため，令和８年２月２日付け三次監委発第１６３号により補正を求めた。

請求人は，同月３日付けで補正書を提出した。

⑵　請求の要件審査について

本請求は，地方自治法第２４２条に規定する要件を具備しているものと認め，令和８年２月４日付けでこれを受理した。

２　個別外部監査について

請求人は，本請求による監査について，監査委員による監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

外部監査制度の趣旨は，地方公共団体に属さない，外部の専門的な知識を有する者により監査を行うことで，地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めることにある。

本請求は，三次市事務決裁規程及び三次市会計規則等に照らして判断すべき事案であり，違法・不当の判断を行うにあたって，外部の者による専門的な知識・判断等を特に必要とする事案であるとは認められず，三次市の行政実務に精通した監査委員の知見をもって事実関係の解明が可能である。

また，監査委員は，市長から独立した執行機関であって，その職務を遂行するにあたり，常に公正不偏の態度を保持して監査すべきものとされており，監査の独立性は担保されている。

よって，本請求による監査について，個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められず，監査委員監査を実施した。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

地方自治法第２４２条第１項（＊）の規定により，住民監査請求の対象は，当該地方公共団体の長もしくは職員による違法または不当な財務会計上の行為とされている。

＊　地方自治法より

（住民監査請求）

第二百四十二条　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この監査においては，請求書及び補正書の記述内容から，次の事項を監査対象とすることとした。

① 事務手続きの誤りにより，国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち，66,129千円の受取が不能となった事案が，地方自治法第２４２条第１項に規定する「違法または不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか。

② 受取不能となった交付金の補填として一般財源が充てられたことが，「違法または不当な公金の支出」に該当するか。

③ 市長に対し，損害賠償責任があると認められるか。

④ 職員に対し，損害賠償責任があると認められるか。

なお，請求人が求める市長に対する市民への謝罪，辞任要求については，地方自治法第２４２条第１項に規定する「執行機関による財務会計上の行為」に該当せず，市議会議員は同項の監査対象者（執行機関または職員）に含まれない。また，請求人が提出した補正書において「市役所」とあるのは三次市職員と判断し，「決済」は「決裁」に置き換え監査を行うこととした。

２　監査対象部署

三次市経営企画部企画調整課（企画調整係）（以下，「企画調整課」という。）

3　請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対し，地方自治法第２４２条第７項の規定に基づき，令和８年２月１８日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが，請求人から陳述しない旨の申出があった。また，新たな証拠の提出はなかった。

なお，請求人が個別外部監査を求める理由として示された秘書広報課及び企画調整課との電子メールでの交信については，調査の結果，該当する記録の存在は確認できなかった。

4　監査対象部署に対する調査

監査委員より国・県の通知等のほか監査に必要な書類の提出を求め，令和８年２月１０日に提出された。また，令和８年２月１６日に，地方自治法第１９９条第８項の規定により陳述の機会を設け，次の者の出席を得て，監査委員による聴取を行った。

・　子育て支援部長（令和６年度の企画調整課長）

・　経営企画部企画調整課長（令和６年度の企画調整係長かつ本件副担当者。以下，「企画調整係長」という。）

・　経営企画部企画調整課企画調整係　主任（令和６年度の本件担当者）

以降，適宜必要な資料の提出を求め，事実確認を行った。これらの概要については以下のとおりである。

(1)　事案の経緯

令和６年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業は，令和６年度の国の交付金を主たる財源として行う事業で，令和７年１月の三次市議会第１回臨時会で議決され，取組んだ事業である。

繰越事業のうち，全ての支払いが３月３１日までに完了しない事業は，予め国の繰越承認（翌債承認）を受けなければならない。その手続きにおいて，事務処理誤りや，本件に係る予算の取扱い（出納整理期間等会計年度の取扱いが本件においては国と三次市で異なる点）について企画調整課の担当職員の錯誤があったため，国に提出した翌債承認に関する書類の記載を一部誤ったものである（詳細は次項のとおり）。

令和７年５月８日に，広島県から，翌債承認手続きの不備について連絡

があり，令和７年度に繰越をした事業分の交付金 407,344 千円のうち，237,592 千円が収入できない見込みであることが判明した。

以降，広島県を通じ，国に対して交付金の交付措置を要望した結果，171,463 千円が追加交付される見込みとなり，収入できない交付金の額は66,129 千円であることが判明した。

令和７年１０月３１日に，追加交付を含む実施計画を国に提出し，同日，市長が記者会見で説明を行い，その後，議会においても説明が行われた。

正式な交付金の額の決定については，広島県知事の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付決定変更通知書（令和７年１２月２４日付け市行第 10633 号）により通知された。

⑵　事務処理誤りの具体的要因

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業は，実施計画に基づき決定された国費の交付金について，広島県知事が市町に通知し，三次市が事業を実施するもので，所定の手続きにより国の交付金が交付されるものである。令和７年３月３１日までに全ての支払いが完了した事業は令和７年３月３１日までに概算払として交付金を受け取ることになるが，未完了の事業は，当該事業分の交付金の全額を，国の翌債承認に基づき，令和７年度に収入することとなるものであった。

国に提出する翌債承認手続きの書類には，「本年度分の支出見込額」と，「翌年度分の支出見込額」の，二つの「見込額」を記入する欄があった。この欄は，年度内完了事業と，翌年度への繰越事業とで，記載内容が異なる。本件のように，令和６年度から令和７年度に事業費及び交付金の一部を繰越とする事業の場合は，「翌年度分の支出見込額」のみに記載すべきものであったが，企画調整課においては，令和７年度に繰越する事業のうち令和６年度内に実施し，令和７年３月３１日までに三次市会計から支出する額を「本年度内の支出見込額」に記載した（第４　監査の実施「参考資料」参照）。

このため，国において翌債承認の対象外と判定されたものである。

なお，この翌債承認手続きの書類は提出先が広島県知事であるが，広島

県の本件交付金所管部署からの，特段の指摘・意見はなかった。また，本手続きに係る事務説明会等の開催はなかった。

誤った事務手続が生じた原因としては，当時の企画調整課長・企画調整係長・担当職員における国の予算措置や翌債承認手続きに関する制度理解が十分でなかったことのほか，稟議対象職員全員の思い込みや知見の不足もあったものと分析している。

(3) 体制について

三次市事務決裁規程上，翌債承認手続きに限った本件は，主務課長が専決者として決裁し，事業を実施する部署や財政課の合議は要しないとした稟議は，当該規程に抵触するものではない。

事業担当部署が，所管事業の進捗管理や予算執行を担い，交付金全体の実施計画の管理や交付金全体の申請・収入等の事務を企画調整課が行う体制についても，特段不適切なものではなかった。

ただし，本件のような事例が生じたことを鑑みれば，企画調整課以外の部署との情報共有や協力を仰ぐといったことを行っていれば，誤りを事前に発見する可能性があったのではないかと考える。

今後は，複数部署が実施する国県支出金等を財源とする事業の，交付申請等の事務執行においては，相互に情報共有や事務手順の確認を行い，また，財政課への事前説明を行うなど，チェック体制を強化するよう考えている。

なお，令和６年度の企画調整課の人員充足や，本件担当職員の繁忙の程度について，過不足や特筆すべき事情はなく，通常の事務執行を遅滞なく実施できる状況であった。また，令和７年４月１日の人事異動により，企画調整係長が企画調整課長に昇任するとともに，企画調整係長は他の部署から異動した。交付金担当者は令和５年度から令和７年度まで同一人である。

第４　監査の結果

１　事実関係の確認

請求人から提出された三次市職員措置請求書及び事実を証する書類，関係職員の陳述，企画調整課から提出された関係資料，三次市が公表した本件関係文書により，事実関係を確認した。

⑴　本件に関連する事務手続き等の主な経過

本件の国提出書類は全て広島県を介して国に提出するものであった。

①　繰越手続きに係る通知の受理（令和７年２月）

企画調整課は，広島県より令和７年２月１９日付け「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る繰越手続について（通知）」の送付を受け，提出書類の作成に着手した（広島県が指定した提出期限は令和７年２月２８日１７時まで）。

②　翌債承認手続きに係る文書の提出（令和７年２月）

企画調整課は，物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る繰越（翌債承認）の手続きとして，令和７年２月２８日に国（県）の指定書類を広島県に提出した（「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」ほか）。

国への提出書類の作成にあたり，企画調整課担当職員は，年度内に完了した事業の支出した額のみを記入すべき欄（「本年度分」欄）に，繰越事業であっても，年度内に行っていた事業の令和７年３月３１日までの支出見込額も記入すべきものと誤って認識していたため，起案文書の添付文書には，本来，記入すべき欄（「翌年度分」欄）に，令和７年度に繰越とすべき令和６年度執行分が加算されていなかった（参考資料参照）。

担当職員は，企画調整係長の承認及び企画調整課長の専決を得て，広島県に書類を提出した。

決裁の過程で，企画調整係長及び企画調整課長は担当職員と同じ認識であったため，記載誤りに気付くことができず，誤った金額を記載した書類を提出したものである。

（参考資料）

① 令和７年２月２８日三次市提出「翌年度にわたる債務負担の承認要求書」より一部転載

翌年度にわたる債務負担の承認要求書

（所 管）総務省所管
令和6年度（会 計） 一般会計

支出負担行為担当官 総務省大臣官房会計課企画官 に係る分

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
	円	円	円	円	円			
（組織）総務本省								
671 （項）物価高騰対応地方創生推進費								
95199-2815-16 （目）物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	407,344,000	407,344,000	239,242,000	168,102,000				
（事項）広島県三次市 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業（推奨事業メニュー）	183,989,000	183,989,000	67,779,000	116,210,000	183,989,000	広島県三次市 令和8年3月14日	−	令和8年3月31日
（事項）広島県三次市 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業 （低所得世帯支援枠及び不足額給付分の給付金・定額減税一体支援枠）	223,355,000	223,355,000	171,463,000	51,892,000	223,355,000	広島県三次市 令和8年3月14日	−	令和8年3月31日

② 当監査報告 第３より（再掲）

国に提出する翌債承認手続きの書類には，「本年度分の支出見込額」と，「翌年度分の支出見込額」の，二つの「見込額」を記入する欄があった。この欄は，年度内完了事業と，翌年度への繰越事業とで，記載内容が異なる。本件のように，令和６年度から令和７年度に事業費及び交付金の一部を繰越とする事業の場合は，「翌年度分の支出見込額」のみに記載すべきものであったが，企画調整課においては，令和７年度に繰越する事業のうち令和６年度内に実施し，令和７年３月３１日までに三次市会計から支出する額を「本年度内の支出見込額」に記載した。

③　交付決定変更通知（令和７年３月）

企画調整課は，広島県より，令和７年１月に交付決定を受けていた交付金の額を変更する通知を受領した（令和７年３月１４日付け市行第１８９号，「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付決定変更通知書」）。

なお，この変更交付決定は，令和６年度の交付金事業実施計画全体の額が変更されたものであり，本監査請求に係る交付金の交付不能とは関係はない。

④　翌債承認通知（令和７年４月）

企画調整課は，広島県より，国の翌債承認の通知を受領した（令和７年３月２８日付け中財主二第８０５－３７０号，中国財務局長発《広島県宛》「翌年度にわたる債務負担の承認通知書」）。

監査委員が企画調整課職員に確認した限りにおいては，広島県及び国から，書類の記載誤り等に対する三次市への指摘・意見は特段なかった。

⑤　交付金の概算払請求（令和７年４月）

企画調整課は，広島県に概算払請求書を提出し，交付金の請求を行った（令和７年４月１４日付け三次経企発第５２号「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金概算払請求書」ほか）。

この時点では，令和７年度に繰越とする事業も含めて翌債承認されていると認識していたため，令和７年度への繰越分を含めた405,694千円の概算請求を行った。

⑥　翌債手続きの不備の認知から交付金の概算交付まで（令和７年５月）

企画調整課は，翌債手続きの不備について，広島県から令和７年５月８日に電話連絡を受けた。これにより，翌債手続書類の記載誤りのため，国においては，令和７年度への繰越事業分の予算について三次市分が繰越となっておらず，概算請求した金額の全額を受け取ることができないことが判明した。

令和７年５月１４日には，企画調整課は広島県からの連絡を受け，三次市提出書類に基づき国が翌債承認をしている168,102千円までは請求が可能であることを確認し，概算払請求書を修正して再提出した。

これらの手続きにより，令和７年５月２９日に三次市は概算払として交付金168,102千円を収入した。

⑦　国による特例措置等の調査による追加交付の要望（令和７年８月）

国は，全国を対象に，翌債手続きや概算払手続きに起因する不交付額等の調査を行ったが，広島県を通じて受理した当該事務連絡（国から県への照会文書の写し）によれば，不交付の要因や内容は不明であるが，複数団体において翌債手続き誤りが確認されたことが思料される。

令和７年８月２７日，企画調整課は広島県に，令和６年度補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の不用額及び特例措置に係る調査について，管理台帳及び調査票を提出し，翌債手続誤りに起因する不交付額を報告した。また，令和７年８月２９日，顛末書を内閣府宛に提出した。

⑧　令和７年度第２回実施計画の提出（令和７年１０月）

企画調整課は，広島県より送付された令和７年９月２９日付け内閣府事務連絡「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の執行手続きについて」（各都道府県宛）に基づき，令和７年度の交付金事業の実施計画及び令和６年度低所得世帯支援枠等に係る交付限度額（追加分）として，所定の書類を令和７年１０月２１日に広島県に提出した（広島県への提出期限は令和７年１０月２４日）。

⑨　変更承認申請書の提出と追加交付（令和７年１２月）

企画調整課は，広島県より送付された令和７年１２月１日付け総務省事務連絡「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の今後のスケジュールについて（令和７年度実施計画第２回提出分）」（各都道府県宛）に基づき，令和７年度の交付金事業の実施計画及び令和６年度低所得世帯支援枠等に係る交付限度額（追加分）として，所定の書類を令和７年１２月８日に広島県に提出した（広島県への提出期限は令和７年１２月１１日）。その内容としては，令和７年度実施計画に係る管理台帳，交付申請書類，概算払請求書（第２回）であり，⑦に係る追加交付分171,463千円を含んでいる。

これらにより，171,463千円の追加交付が確定し，いわゆる「推奨事

業メニュー枠」とされる 66,129 千円は追加交付の対象とはならないことが確定した。

なお，概算払請求書は，県からの指示により令和７年１２月２４日付けで作成し，広島県に提出した。

⑩　概算払分の交付金の収入（令和８年１月）

三次市は，令和８年１月３０日に，前述までの手続きで追加交付が認められた 171,463 千円を含む交付金を広島県より収入した。

⑵　三次市事務決裁規程及び会計規則に基づく執行状況の確認結果

⑴に係る事務の執行過程を確認したところ，一連の決裁は三次市事務決裁規程及び会計規則に基づき適正に行われており，組織としての意思決定プロセス及び会計手続の適正性において，いずれも瑕疵は認められなかった。また，規定自体の違法性等もないものと認めた。

２　総括

⑴　監査委員の決定について

本件監査結果については，監査委員の合議により，本請求を棄却する。

①　決した理由

ア　翌債承認手続きにおける専決者は企画調整課長であり，三次市長が事務処理の瑕疵や交付金の不交付を予見できる事案ではないと認めた。

イ　決裁手続きをはじめ，諸規定に抵触する事務執行は認められなかった。

ウ　三次市職員に損害賠償責任を問うだけの財務会計上の重大な過失は認められなかった。

②　補足説明

本件は，国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の受領に関し，担当部署における事務手続き誤りにより，66,129 千円の受取不能が生じたものである。本件事務手続きにおける誤りは，行政事務として遺憾であり，厳格な確認が求められるべきものであった。しかし，地方自治法が定める損害賠償責任は，公務員が職務上負うべき注意義務を

「故意または重大な過失」により著しく怠った場合に課されるものである。本件における決裁者の確認不足は，事務処理プロセス上の過誤ではあるが，国が本事業において示した誤り事例に三次市の類例はなく，様式や制度が平易でなかったこと，また，直ちに法令に違反して公金を私的に流用したり，意図的に損害を与えたり，誤りを予見しながら見過ごしていたといった「重大な過失」には該当しないと解される。したがって，これを不当な公金管理行為と断定することはできない。

違法または不当な公金の支出の有無については，一般財源は，地方自治体がその自由な裁量において，住民福祉の向上のために活用できる資金である。交付金を受領できなかったこと自体は市の損失であるが，それにより実施予定であった公益事業を停止することは，かえって市民生活に多大な損害と混乱を生ずる恐れがある。市が事業を予定通り継続するために一般財源を充当することは，法で定められた適正な公金支出の範疇であり，合理的な市長の裁量の範囲内である。

したがって，交付金受領不能による減収を補うために一般財源を充当したことは，行政の継続性を維持し，住民福祉を損なわないためのやむを得ない政策的判断である。この行為自体が適法かつ合理的な裁量に基づくものである以上，これを「不当な公金支出」とみなすことはできない。

市長の損害賠償責任について，本件の申請事務における書類の記載誤りは，担当部署の決裁プロセスにおいて看過されたものである。また，本件事務の決裁権者は主務課長であることに違法・不当な点はなかった。これらのことから，市長は組織の長として指揮監督権限を有するが，個別の事務手続きにおいて生じた過誤に対し，直ちに市長の損害賠償責任を問うことは，特別職たる市長の職務に対する注意義務の範囲を超越しており，法的根拠を欠く。本件において，市長に具体的な過誤の予見可能性はなく，結果回避義務違反も認められない。したがって，事務確認の不備は，組織全体の管理体制の問題であって，市長の「故意または重大な過失」には該当しない。当然のことながら私人として賠償を請求する根拠は認められない。

また，国の翌債承認手続きに関する様式や通知文書等の内容は複雑かつ膨大で，記入例その他については汎用的な記述に限られ，三次市の事例と照合点検可能な手引き等は見受けられなかった。これらのことから，本件のような誤りを，三次市職員が通常の執務程度の注意力を以て予防することができたものと断定することはできなかった。

(2)　附帯意見

本監査請求については，慎重に監査を行った結果，法的な意味での「違法・不当な財産管理の怠り」「違法・不当な公金の支出」にはあたらないと判断し，棄却と決定した。また，請求人の請求した事項以外に，関係事務調査として，所管部署職員の過失の内容や程度についても調査を行ったが，重大な過失であるとまでは言えないものであった。

しかしながら，事務手続き上の瑕疵により66,129千円もの交付金が事実上受領不能となり，一般財源を投じることになった事実は，三次市の財政にとって看過できない損失であり，市民の信頼を損なうものである。監査委員としては，今後の行政運営の改善に資することを希望し，以下のとおり意見を付すものである。

①　交付金受領不能という結果の重大性

国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は，市民生活の支援に直結する極めて重要な財源である。事務手続の誤りや確認不足という理由により多額の交付金が受領不能となり，本来得られるはずであった財源を逸失し，その補填として貴重な一般財源の充当を余儀なくされたことは，結果として，他の行政サービスに活用されるべき財源を圧迫したと言わざるを得ない。この事実の重みを，事務過誤として片付けることなく真摯に受け止められたい。

②　組織的なチェック体制の確立

本件は，特定の担当者のみならず，組織としての進捗管理や，重要な申請業務における重層的な確認体制が不足していたことに根本的な原因がある。個人の認識や能力に依存せず，組織としてミスを排除する二重，三重のチェック体制を確立されたい。具体的には，重要な申請業務

等においては，担当者，係長，課長等がそれぞれの段階で専門的見地から相互に確認・検証を行うプロセスを義務付けるなど，実効性のある組織的検証体制を構築し，組織としての再発防止機能を強化されたい。

③　再発防止策の構築

今回の事態を教訓とし，以下を考慮し，実効性のある再発防止策を講じられたい。

ア　事務手順や誤り事例の活用と継承

本件に限らず，行政の事務処理やその規定・手順は，年度や事務事業により多種多様であるが，基本的な事務取扱や規定のほか，事業特性や留意点その他を明文化し，事務引継や事務執行において，所管部署の管理職及び正副担当者が承知するとともに，適時適切に参照・点検すべきものである。また，誤り事例や誤りを生じかねない事例については，文書保存年限を超過したのちであっても，所管部署内や関係部署で共有することで，誤りの予防が図られる場合がある。

職員の経験等に影響されることなく適切に事務執行が図られるよう，組織的に情報と知見の共有を行われたい。

イ　進捗管理の徹底

重要な申請等のスケジュールを部署内で共有するだけでなく，交付金事業のように複数の部署が関係する申請においては，関係部署間での緊密な情報共有と連携体制を構築されたい。また，申請誤りや手続きの遅延を未然に防ぐよう，業務のプロセスを組織全体で可視化し，計画的に処理を進める仕組みを構築されたい。

ウ　市民への説明

市民は，令和７年１０月３１日に行われた市長記者会見の動画や，同日三次市ホームページに掲載された報道発表資料，また報道機関による報道により本件を認知することとなり，三次市議会での説明や質疑についてもケーブルテレビ（株式会社三次ケーブルビジョン）での中継や会議録等の三次市ホームページ掲載が行われているが，本報告現在，市の広報紙掲載による周知は実施されていない。

市民においては，情報の入手方法・機会も多様であり，市民によっ

ては，事案の経緯，原因，及び今後の改善策について懇切丁寧に公表されておらず情報が秘匿されているのではないか，といった疑念を抱く場合もあるものと推察する。

市民の信頼を損なった事実を重く受け止め，様々な媒体や機会を十分に活用し，市民や利害関係者の思いに配慮しながら誠実に説明するとともに，本件の事案を教訓に，なお一層の透明性の確保と事務改善を図り，市政への信頼回復に全力を尽くされたい。